

## 事務局だより

公益社団法人小田原市シルバー人材センター  
小田原市酒匂 2-32-15  
0465-49-2333  
odawara@sjc.ne.jp  
http://webc.sjc.ne.jp/odawara/  
休日・夜間の緊急連絡 0465-49-2330

### ボランティア活動のお知らせ。

10月4日(金)に酒匂にある「ゆりかご園」で除草、植木せん定のボランティア活動を行います。2年前にも「ゆりかご園」にてボランティア活動を行いました。グラウンドの除草と塀沿いの樹木の刈込作業が主な作業です。除草職、植木職の会員が主となって行いますが、他の会員の参加も大歓迎です。お土産も用意しておりますので、奮ってご参加ください。お待ちしております。(詳細は別紙をご覧ください。)

#### スマホ相談窓口

センターからのお知らせや就業情報などスマホから閲覧できる「Smile to Smile」の設定のお手伝いをします。

日時：10月2日(水) 16日(水)  
30(水)  
10:00~11:30

ご希望の方は事務局までご連絡  
[odawara@sjc.ne.jp](mailto:odawara@sjc.ne.jp) (担当 永井)

#### 会員バス旅行のお知らせ

会員バス旅行を開催します。お一人でも参加OK! シルバー会員およびその家族限定です。お気軽にどうぞ。

日時 10月29日(火)  
行先 豊洲(千客万来)  
東京証券取引所  
NHK放送博物館  
旧岩崎邸庭園

詳細はHPおよび事務局の別紙案内書をご覧ください。

### シリーズ・フリーランス法⑦【副次的効果】

インボイス制度に引き続き、1月号から掲載してきたこのシリーズも今回が最後となります。少ない紙面ながらも、重要なことはお伝えできたのではないかと思います。

実は、フリーランス法の施行と新しい契約制度によって最も大きな影響を受けるのは、発注者である民間企業です。会員のほとんどが消費税の免税事業者であってインボイスを発行することはないため、会員業務委託料に係る仕入税額控除をすることができないからです。逆に、センターは令和5年10月以降、新たな消費税負担を負わされてきましたが、新しい契約方法に移行することで以前のような税負担で済むこととなり、安定的な運営が見込まれるようになります。

今後、会員の皆さんは、「Smile to Smile」を通じて会員業務仕様書で就業条件を確認できるようになります。引き続きセンターは、仕事の仲介と会員サポートを通じて、皆さんが安心して就業できるよう努めてまいります。